

占領期林政下における地域森林管理の諸相

—秋田県林野経営協議会と山形県国有林野経営協議会—

国有林および民有林の総合的な施
業計画の編成をねらい、さきに縣
当局と秋田管林局との間にこれが
運営委員会を設置する案の提唱を
見どころ未だ実現に着手される

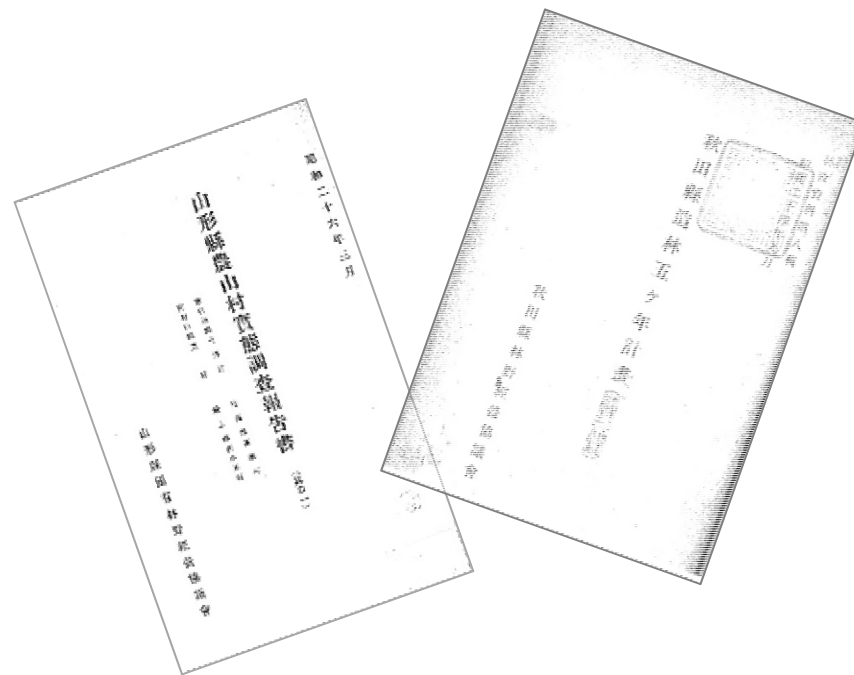
国有林の大轉換

運営委員会
会づくり

民主化はかる

に民間からの代表者を加えるこ
とになるが具体的な点を急遽に
決定の上、同年度予算からの実施
運営をなすべく準備が急がれて
いる

することになる、また道林地を
決定する場合と同様に管林局た
けの方針だけでなく地元的事情
を考えた上で計画をたてること
になる、とにかく国有林の経



山本伸幸(森林総研)

報告の目的

- ✓ 秋田県林野経営協議会と山形県国有林野経営協議会の比較分析から、占領期林政下における地域森林管理の実態について検討
- ✓ 「秋田県、山形県と各県別に作ったが、山形県の方は、理想的な編成ができた。」とは？
(柴田栄『林野に生きる』1974年)
- ✓ セッションの意図を汲めば、地域近代林政・林業史、環境政策史、歴史社会学研究のカテゴリーの意義

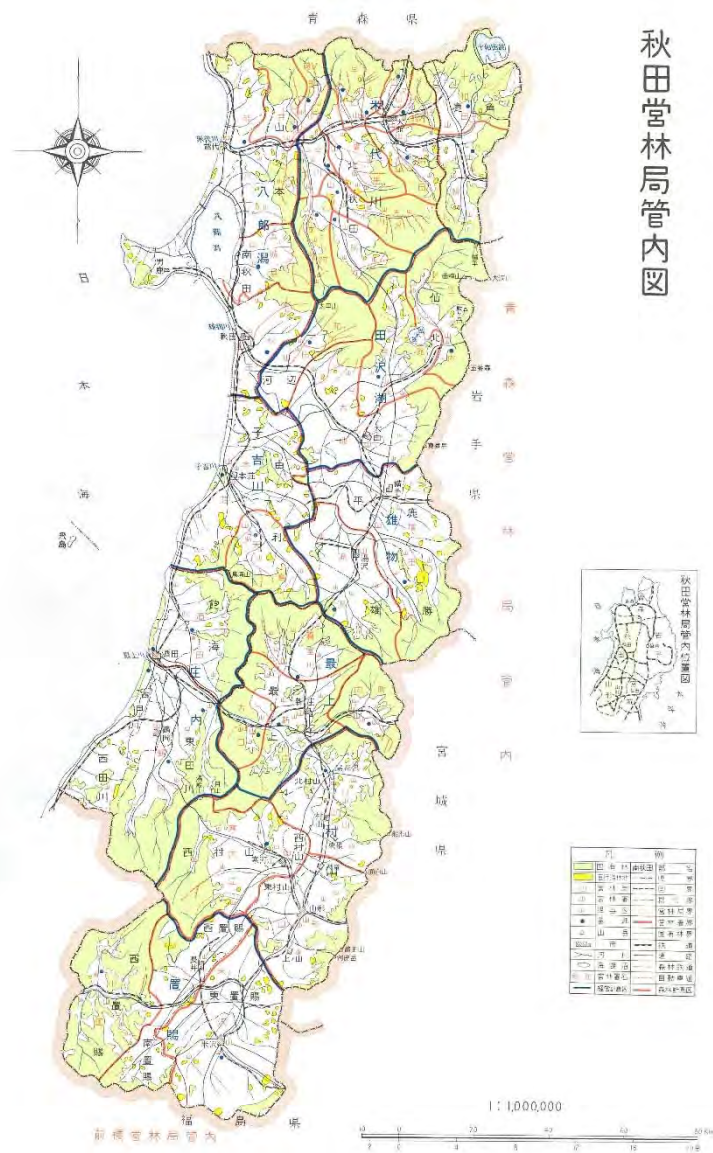
	総林野面積	国有林野面積	素材生産量
秋田	780千町	397千町	2,645千石
山形	664千町	358千町	873千石

『林業統計要覧』1953年より作成

- 1913(T2) 宮城大林区署廃止
秋田大林区署:秋田+山形管轄
(林区署官制改正)
- 1924(T13) 秋田営林局
(営林局署官制)
- 1999(H11) 東北森林管理局
(農水省組織令改正)

1913～1999年の86年間、秋田大林区署・秋田営林局が、秋田県、山形県2県を管轄

先進林業地(秋田)と後発林業地(山形)



『八十年の回顧: 秋田営林局史』1964年

✓ 秋田県林野経営協議会
蓮池公咲県知事主導で設立

蓮池公咲(1902～1968)

- ・1939年森林法中改正(施業案監督主義徹底、森林組合強制加入)を山林局林政課長として牽引
- ・秋田県官選知事(46年7月～47年3月)
- ・秋田県公選知事(47年4月～51年4月)
- ・『産業組合法通義』、医療利用組合

✓ 山形県国有林野経営協議会
柴田栄秋田営林局長主導で設立

柴田栄(1900～1982)

- ・秋田営林局事業部長(45年11月～48年9月)
- ・秋田営林局長(48年9月～51年4月)
- ・第3代林野庁長官、参議院議員

✓ 蓮池vs柴田、県vs国、事務官vs技官

秋田県林野経営協議会(1)

国有林伐採に民意 本県林政に飛躍的施策(秋田魁47年9月2日)

「営林局の独断専横的きらいのあった国有林経営の基本体制を本県林政の基本的施策と一致させ地元県民の福利増進に寄与」

国有林の大転換 運営委員会つくり民主化はかる(同47年12月9日)

「営林当局の方針は・・・国有林の運営を中心とし従来営林局が独自の立場から編成してきた国有林経営の施業計画を新運営委員会を通じて再検討を加え各地元の産業事情及び住民の要望を十分織込」む

県一営林局意見食違い 行き悩む林野協議会(同48年6月6日)

会の性格 県:国有林・民有林経営の推進力 vs 国:諮問機関
課題 県:国有林・民有林一括 vs 国:蓄積の勝る国有林のみ
柴田局長談:山形は国案承諾、理解ない幹部ならば有名無実化

協議会案成る 民意に叶う運営に 然し営林局には割り切れぬ物(同48年6月22日)

「全面的に県原案を認めたが、全国的に特異な例」

社説 山林経営の民主化(同48年6月23日)

「絶対と云っていい程民間の声と無関係に官の思うままな運営にゆだねられて来た山林行政に民間の意見」

秋田県林野経営協議会(2)

国土の保全、林力の増強確保と之が経済的利用を図り、かつ本県林業の経営を民主的に合理化し以て県民経済並びに国家の経済に資せんとする。

- ・林野経営の総合的施策の策定
- ・国有林野と民有林野との施業調整
- ・林野の開発並に関係産業の振興
- ・国有林野の地元供用
- ・林野労働
- ・林野の文化、厚生等の施設
- ・その他関係官庁の諮問

組織構成

・営林局	4名以内
・県庁	4名以内
・県議会	2名以内
・林産組合	4名以内
・森林組合	2名以内
・木工業	1名以内
・農協	2名以内
・学識経験者他	若干名

「秋田県林野経営協議会要綱」「同規約」(『秋田県の林業』1950年)

秋田県林野経営協議会(3)

基本対策を研究 県林野経営協議会発足(秋田魁48年8月31日)

1)林業統計の整備調整、2)施業計画の調整、3)森林の植伐対策、4)木材産業の振興、5)燃料対策、6)治水対策、7)開発特に林産物の搬出設備対策

決議・計画

農高に林科を 県林野経営協議会で要請(同49年7月9日)

一石一木植栽運動実施 県林野経営協議会で決議(同49年7月27日)

秋田県林業統計(国有林野、民有林野) 昭和22~25年度

秋田県造林五ヶ年計画(49年9月)

秋田県公有林野分収林設置計画(49年12月)

秋田県総合林道五ヶ年計画(50年8月)

秋田県総合治山事業計画(50年8月)

不活発な協議会 営林局に脱退機運 姑息な県の運営方法を非難(同50年8月4日)

「答申はすべて抽象的」「県あるいは県議会の道具」「知事の内意を得て動くという事務当局の動き」

新機関で再発足か 休止状態の県林野経協(同51年11月9日)

二年越しに再発足 県の林野経営協議会(同52年9月10日)

山形モデルに改変するも、不活発

山形県国有林野経営協議会(1)

第1回山村更生研究会への柴田・三浦辰雄ら参加(36年10月)

- ・主催:秋田営林局・農村更生研究会(石黒忠篤会長)
- ・場所:山形県瀬見温泉
- ・目的:山村部落の生活実相の明確化、更生具体化の相互研究

柴田が平貞蔵に相談(48年1月)

平貞蔵(1893~1978)

- ・山形県総合開発計画委委員長(47年1月~74年8月) **全総に先行**
- ・法大経教授、昭和塾、戦後問題研、資源調査会委員
- ・大来佐武郎、並木正吉ら元昭和塾生の人脈

山形県国有林野経営協議会発足(48年9月)

- ・委員長:平、副委員長:県森連専務、事務局:国有林・県林務
- ・国民有林施業調整、国有林野開発・関係産業調整、国有林野地元施設、治山治水施設、文化的施設等への意見具申
- ・営林局長諮問の審議・答申
- ・林業家7、森組3、木材団体4、県7、県議会4、町村3、学7
- ・総合開発計画委員会との連携

山形県国有林野経営協議会(2)

山形県国有林野経営協議会(続)

- ・国有林野解放論再燃の影響
- ・同時期に治山治水総合協議会設置

山形県民有林施業調整条例(48年9月)協議会(49年5月)

- ・民有林施業案方針策定・運用、民国施業調整
- ・焼却した帳簿・図面に代わる編成基礎資料作成が当初目的
- ・県議2、営林局2、県3、森組1、林産組合1、水利組合1、水力会社1、農1、開拓1、学識者若干
- ・森林組合主導の流通・施業・経営全権掌握を目指した寡少例との『森林組合制度史』の評価の是非

民有林の協同経営 流域ブロックに林業組合 秋田営林局 林野局に林政改革を提案す(秋田魁49年2月13日)

「民有林の公営化と国有林の解放」
＝ 国の指導する所有権制限を伴う林業組合＋部分林の普及

山形県国有林野経営協議会(3)

各県に林業経営協議会設置の林野庁長官通達(58年3月1日)

- ・山形モデルの全国展開
- ・民国連携、民有林施業計画と国有林経営計画の調整
- ・県5、営林局3、森組4、市町村2、農林中金1、教育研究1、学識者
- ・十分な成果を挙げず、尻すぼみ

山形県国有林野経営協議会解散(58年3月)

- ・産業、労働力、山村開発等の答申30数本、ほか報告書など
- ・山形県施業調整協議会は存続

山形県林業経営協議会設立(58年4月)

- ・林野庁長官通達に沿った組織改編

国有林野経営協議会設立(59年7月)

- ・山形モデルの全国版
- ・会長:野村進行 林業経済研究所理事長(柴田の次の秋田局長)
- ・国有林経営の林野庁長官諮問機関

小括

- ✓ 戦後森林法改正前の私有林政策勃興期における地域森林管理政策の萌芽とその展開過程。国有林による掌握に収斂
- ✓ 秋田：蓮池林政の県政展開は地域森林管理の可能性提示。だが、統制～市場経済移行期の混乱、国有林の圧力で破綻
- ✓ 山形：県総合開発計画の一部としての展開はユニークだが、民有林は傍流。山村地域開発の系譜（経済更生・満洲～昭和研究会～安本・経企庁）は別課題
- ✓ セッションとの架橋
 - ・森林の超長期性のため、歴史的視点（≡歴史学）は重要
 - ・近代日本林政・林業史研究はマダラ。地域林政、占領期など、未解明点多い
 - ・現代日本林政・林業を規定する1930～50年代の理解